

島田市立相賀小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは教育を受ける権利を著しく損害する人権問題であるという視点のもとに、全教育活動を展開していく。
- 「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる」の考えのもと、学校・保護者・地域・各関係機関と連携を取り、社会総がかりでいじめ問題の克服を目指す。
- 本校独自の伝統的な活動を中心に、全教育活動を通し、自己・他者を認め、尊重する心を育み、自己有用感を高め、温かな人間関係を築いていく。
- 子どもが主体的に学び、わかる感動を味わう授業の中で、子どもの自己決定力を高め、自尊感情・自己肯定感を育てていく。

【保護者・地域との連携】

- 互いの情報発信の場《保護者との教育面談、懇談会、民生委員・学校評議委員との会合。保護者の要望に応じた随時の面談》を設定する。
- OPTA 運営委員会で子どもを取り巻く環境・課題について議題を挙げ、啓発をし、対応について共通理解する。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 生徒指導研修会（子どもを語る会）を学期ごと次の3点の内容で行う。①Q-Uの結果及び今後の対応について共通理解。（必要な子のカルテ作成）②いじめアンケート結果と合わせ、いじめ防止対策に関する具体的な指導。③日常の子どもの気になる様子

【関係機関等との連携】

- SCが定期的に全校の様子、気になる子を観察する場を設定し、今後の対応等について助言をもらう。
- 必要に応じ、SC、SSWrを要請してのケース会議を行う。

いじめ対策委員会

生徒指導主任 養護教諭 該当担任 校長 教頭 教務主任
SC SSWr 民生委員 児童委員

全教職員

【未然防止】

- 自ら考える場を設定した授業づくりを通し、自己決定力を育てる。
- 教育活動全体を通し、道徳教育や人権教育、体験活動を推進し、集団の中で、自他の良さを実感できる経験を積み重ねさせる。
- 「考え、議論する道徳」を推進する。
- 1年間を通し、自他の良さを認める「気づ木の葉」を書き貯めていき、自他の良さを目に見える形にすることで、自己有用感を育てていく。

【早期発見】

- 学期ごと「いじめアンケート」を実施し、子どもの悩みの大小に関わらず、担任が面談で全て把握し、更に、全職員で子どもの状況を把握する。
- 子どもの日常的な様子から小さな変化を見逃さないようにし、必要に応じ、随時、面談をしていく。
- 家庭学習カード等を通し、保護者と双方向で連絡を取れる体制を日々作っていき、必要に応じて随時面談をする。

【早期対応】

- いじめの訴えがあれば、双方の立場の子から即時、事実確認をし、いじめ認知の際は、いじめをやめさせると共に、問題解消、再発防止に向け、いじめ対策委員会を中心に、速やかに対応をする。
- いじめに係る情報を保護者と共有し途中経過を伝えていく。
- 加害者が反省するまで指導を続け、謝罪の場を設けることで、被害者が安心して学校教育を受けられるようにする。

【継続支援・重大事態への対応】

- いじめへの早期対応後は、被害者に対し、学校体制で目を離さず継続的な支援をし、加害者に対しては、子ども及び保護者に対し継続的な助言をする。
- 犯罪行為として扱う必要性のあるものは、いじめ対策委員会で明確な調査を行うと共に市教育委員会に報告。被害者、及び被害者の保護者に適切に情報を提供すると共に、市教育委員会の助言の元、所轄警察署、カウンセラー等と連携する。